

宮津市公報

令和2年3月2日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

規 則

- 1 母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則の一部を改正する規則 …………… 1

告 示

- 5 宮津市議会定例会の招集 …………… 3
6 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（里波見自治会） …………… 3
7 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（大島自治会） …………… 3
8 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（脇の浜自治会） …………… 4

公 告

- 6 宮津市職員採用試験【追加試験】の合格者 …………… 4
7 宮津市任期付職員採用試験【幼稚園教諭（園長）】の合格者 …………… 4
8 農用地利用集積計画の縦覧 …………… 4

教 育 委 員 会

《告示》

- 2 宮津市教育委員会定例会の招集 …………… 5
3 宮津市教育委員会臨時会の招集 …………… 5

選 挙 管 理 委 員 会

《告示》

- 1 有権者総数の50分の1の数 …………… 5
2 有権者総数の3分の1の数 …………… 5
3 有権者総数の6分の1の数 …………… 6

農 業 委 員 会

《告示》

- 2 宮津市農業委員会定例総会の招集 …………… 6

規 則

母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 2 月 28 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第 1 号

母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則の一部を改正する規則

母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則（平成25年規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「次に掲げる書類及び関係証明書」を「医師の記載した養育医療意見書、世帯調書その他市長が必要と認める書類」に改め、同条各号を削る。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

階層区分	世帯の階層（細）区分	1 人又は 2 人以上の場合の 1 人目の徴収基準月額	2 人目以降の徴収基準月額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,600	260
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯	5,400	540
D 1	A階層、B階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額 15,000円以下	7,900 790
D 2		15,001円以上21,000円以下	10,800 1,080
D 3		21,001円以上51,000円以下	16,200 1,620
D 4		51,001円以上87,000円以下	22,400 2,240
D 5		87,001円以上171,300円以下	34,800 3,480
D 6		171,301円以上252,100円以下	49,400 4,940
D 7		252,101円以上342,100円以下	65,000 6,500
D 8		342,101円以上450,100円以下	82,400 8,240
D 9		450,101円以上579,000円以下	102,000 10,200
D 10		579,001円以上700,900円以下	123,400 12,340
D 11		700,901円以上849,000円以下	147,000 14,700
D 12		849,001円以上1,041,000円以下	172,500 17,250
D 13		1,041,001円以上1,222,500円以下	199,900 19,990
D 14		1,222,501円以上1,423,500円以下	229,400 22,940
D 15		1,423,501円以上	全額
備考	1 階層区分の認定 (1) 認定の原則 階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その市町村民税の		

課税の有無等により行うものとする。

(2) 用語の定義

ア この表において「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする世帯をいい、当該児童と扶養義務者が世帯を一にしていなくても適当と認められる場合を含むものとする。

イ この表において「扶養義務者」とは、民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養義務者（就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）をいう。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者のほかは、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ この表のC階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、D1階層からD15階層までにおける「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとし、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。）の額をいう。

エ この表のD15階層における「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、市長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による負担額を差し引いた残りの額をいう。

2 徴収金額（月額）の決定の特例

(1) A階層以外の階層に属する世帯から2人以上の児童が、同時にこの表の適用を受ける場合には、当該各児童につき、徴収金額（月額）を算定するものとする。この場合において、当該児童のうち、徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童についてはこの表に定める「2人目以降の徴収基準月額」により算定するものとする。

(2) 入院期間が1月未満のものについては、「徴収基準月額」につき、更に日割計算によって決定する。ただし、D15階層に属する世帯については、この限りでない。

$$\text{徴収基準月額} \times \frac{\text{その月の入院期間}}{\text{その月の実日数}}$$

(3) 当該年度の市町村民税の課税状況が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

(4) 児童に扶養義務者がいないときは、徴収金額（月額）の決定は行わないものとする。ただし、当該児童本人に市町村民税が課せられている場合は、本人に対し、扶養義務者に準じて徴収金額（月額）を決定するものとする。

(5) 次のいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（同項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として扱う。ただし、寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、ア又はウに該当する場合にあっては26万円を、イに該当する場合にあっては30万円を控除するものとする。

ア 婚姻によらないで母となった女子であって、既に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法（昭和40年法律第33号）第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（イに掲げる者を除く。）

イ アに掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以

	<p>下であるもの ウ 婚姻によらないで父となった男子であって、既に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、前年の所得が500万円以下であるもの</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第3条及び別表の規定は、この規則の施行の日以後に受けた養育医療の給付に係る費用の徴収について適用し、同日前に受けた養育医療の給付に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

告 示

宮津市告示第5号

令和2年第2回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月18日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 期 日 令和2年2月25日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂

————— * * * —————

宮津市告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年7月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 里波見自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 吉 田 延 幸
- 3 変更年月日 令和2年2月15日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和2年3月2日

宮津市長 城 崎 雅 文

————— * * * —————

宮津市告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成28年4月4日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 大島自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 馬 場 勇 人

- 3 変更年月日 令和2年2月23日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和2年3月2日

宮津市長 城崎雅文

————— * * * —————

宮津市告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年10月11日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 協の浜自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 柴田圭吾
- 3 変更年月日 平成31年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和2年3月2日

宮津市長 城崎雅文

公 告

宮津市公告第6号

令和元年度宮津市職員採用試験【追加試験】に合格した者の受験番号は、次のとおりである。
令和2年2月19日

宮津市長 城崎雅文

受験番号

S6001 U7102

————— * * * —————

宮津市公告第7号

宮津市任期付職員採用試験【幼稚園教諭(園長)】に合格した者の受験番号は、次のとおりである。
令和2年2月19日

宮津市長 城崎雅文

受験番号

Z1001

————— * * * —————

宮津市公告第8号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和元年度農用地利用集積計画（令和2年2月13日付け宮農委第55号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和2年2月20日

宮津市長 城崎雅文

- 1 農用地利用集積計画の縦覧期間
自 令和2年2月20日
至 令和2年3月4日
- 2 縦覧の場所
宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第 2 号

令和 2 年第 2 回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和 2 年 2 月 19 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 令和 2 年 2 月 21 日 (金) 午後 1 時 30 分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ (4 階応接会議室)

————— * * * —————

宮津市教育委員会告示第 3 号

令和 2 年第 3 回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

令和 2 年 2 月 26 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 令和 2 年 2 月 28 日 (金) 午後 12 時 45 分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ (4 階会議室)

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第 1 号

宮津市条例 (市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。) の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の 50 分の 1 の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の 50 分の 1 の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の 50 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 2 年 3 月 2 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前 田 良 二

3 1 0 人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第 2 号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の 3 分の 1 の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 2 年 3 月 2 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前 田 良 二

5, 1 5 1 人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第 3 号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 2 年 3 月 2 日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

2,576人

農業委員会

《告示》

宮津市農業委員会告示第2号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和2年2月4日

宮津市農業委員会
会長 藤井忠

1 日時 令和2年2月13日(木)午前9時30分

2 場所 宮津市役所 第5会議室

3 議題

議案第5号 非農地証明交付申請の承認について

議案第6号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第7号 農用地利用配分計画に係る意見について